

中央指揮システムの維持及び管理に関する訓令を次のように定める。

昭和59年2月18日

防衛庁長官 栗原 祐幸

中央指揮システムの維持及び管理に関する訓令

改正	平成12年	4月27日	庁訓第65号
	平成13年	1月6日	庁訓第2号
	平成13年	3月30日	庁訓第54号
	平成18年	3月27日	庁訓第12号
	平成18年	7月31日	庁訓第90号
	平成19年	1月5日	庁訓第1号
	平成21年	7月29日	省訓第48号
	平成26年	5月30日	省訓第35号
	平成26年	7月25日	省訓第40号
	平成27年	10月1日	省訓第39号
	令和2年	2月28日	省訓第4号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 中央指揮所の庁舎管理（第4条・第5条）
- 第3章 専用通信系及び中央システムの維持及び管理（第6条—第8条）
- 第4章 保全（第9条）
- 第5章 雑則（第10条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、中央指揮システムの維持及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 中央指揮システムの維持及び管理に関しては、法令又はこれらに基づく特別の定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中央指揮所

防衛省本省市ヶ谷庁舎の管理に関する規則（平成12年防衛庁訓令第38号）第3条の規定により統合幕僚長に使用に係る庁舎の管理に関する事務が委任されている庁舎A棟地下1階、地下2階、地下3階及び地下4階をいう。

(2) 専用通信系

中央指揮所と庁舎A棟の防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、及び情報本部の専有部分並びに庁舎C棟及び庁舎D棟並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の主要な防衛大臣直轄部隊司令部等の所在する建物との間の電気通信及び伝令通信のための器材及びその組合せをいう。

(3) 中央システム

主として防衛省本省の内部部局及び統合幕僚監部の防衛大臣補佐業務を支援するデータ処理のための装置及びプログラム、中央指揮所内等において専ら表示及び表示用資料の作成に使用される装置及びプログラム並びに中央指揮所においてそれらの維持及び管理を支援するために使用される装置及びプログラム並びにそれらの組み合わせをいう。

(4) 中央指揮システム

中央指揮所並びに専用通信系及び中央システムをいう。

(維持及び管理に関する計画)

第3条 中央指揮システムの維持及び管理に関する業務を円滑に実施するため、統合幕僚長は、毎年度、関係部局と協議の上、中央指揮システム維持管理計画を作成し、防衛大臣の承認を得るものとする。この場合において、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び情報本部長は、統合幕僚長の求めに応じ、当該計画の作成に関し協力するものとする。

第2章 中央指揮所の庁舎管理

(使用)

第4条 自衛隊の行動等に関して防衛大臣が行う指揮監督、これについての防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、事務次官、防衛審議官、官房長、各局長、衛生監、施設監、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び情報本部長が、それぞれ法律の規定するところにより行う補佐業務並びに防衛会議の審議の迅速かつ的確な実施を支援するための活動に支障を生じない限度において、別に定めるところにより、これら以外の業務のために中央指揮所を使用することができる。

(立入り)

第5条 中央指揮所への立入りについては、別に定めるところによる。

第3章 専用通信系及び中央システムの維持及び管理

(専用通信系及び中央システムの維持及び管理)

第6条 専用通信系及び中央システムの維持及び管理に関する業務については、統合幕僚長が行う。

(中央指揮システム維持管理調整会議)

第6条の2 中央指揮システムに係わる改善、形態管理及び予算要求に関する事項等を審議し、かつ、整備計画局長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長及び防衛装備庁長官との総合調整を図るため、統合幕僚長は中央指揮システム維持管理調整会議を置くことができる。

(市ヶ谷地区における有線通信関係業務の所掌区分)

第7条 中央指揮システムに係る市ヶ谷地区（東京都新宿区市谷本村町に所在する防衛省の施設をいう。）における有線通信関係業務の所掌については、次の各号に定める業務の区分に従い、当該各号に定める者が所掌するものとする。

- (1) 市ヶ谷地区における有線通信関係業務の所掌区分等に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第44号）第2条第1号から第5号の定めるところによる。
- (2) 前号に掲げる業務以外の業務は統合幕僚長が行う。

(需品統制等)

第8条 統合幕僚長は、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊及び情報本部の物品管理官（分任物品管理官を含む。）にその管理の事務が委任された専用通信系の器材について、所要の需給統制及び役務の調達を行うことができる。

第4章 保全

(保全措置)

第9条 統合幕僚長は、中央指揮システムの維持及び管理に関する業務の実施に際し、必要な保全措置を講ずるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第10条 第3条、第6条、第6条の2、第7条第2号、第8条及び第9条の実施に関し必要な事項は、統合幕僚長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和59年3月1日から施行する。
- 2 檜町地区における有線通信関係業務の所掌区分等に関する訓令の一部を次のように改正する。

第1条中「含む」を「含み、中央指揮システム（中央指揮システムの維持及び管理に関する訓令（昭和59年防衛庁訓令第6号）第2条第7号に規定する中央指揮システムをいう。）に係る業務を除く」に改める。

附 則

この訓令は、平成12年4月28日から施行する。

附 則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年3月31日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年5月30日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年7月25日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年3月1日から施行する。

（市ヶ谷地区における有線通信関係業務の所掌区分等に関する訓令の一部改正）

2 市ヶ谷地区における有線通信関係業務の所掌区分等に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第7号」を「第2条第4号」に改める。